

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第80号



子どものオンラインゲームの 課金トラブルに注意！



最近、子どもがスマートフォンやタブレット、家庭用ゲーム機でオンラインゲームを利用し、保護者の承諾なく課金してしまつたというトラブルが全国的に増えています。

相談事例

- ① クレジットカードの高額な請求があり、調べると、子どもが親に内緒でカードを使って課金していた。
- ② 携帯電話の利用請求が高額だったため調べると、子どもがキャリア決済(※1)で有料アイテムを購入していた。
- ③ 子どもが課金をしてしまつたが、年齢確認画面で「18歳以上」を選択したため、ゲーム提供会社に「成人と偽つた」と判断されてしまつた。

トラブルに遭ってしまつた

未成年者が保護者の同意なく行つた契約としてプラットフォーマ事業者(※2)やゲーム提供会社に契約の取り消しを求めて話し合うことになりませんが、成人と偽つた場合、子どもによる課金と認められない可能性がありすし、認めら

トラブルに遭わないために

- ・家族でオンラインゲームを利用する際のルールを話し合つておきましょう。
- ・インターネットを安全に利用するために、時間や閲覧を制限する「ペアレンタルコントロール」を設定しましょう。
- ・決済時のパスワードを必ず設定し、定期的に変更しましょう。
- ・決済完了メールが届くように設定し、必ず確認しましょう。
- ・キャリア決済は上限額を設定しておきましょう。
- ・クレジットカードは厳重に管理し、他の人と共有するスマートフォンやタブレットにはカード情報を残しておくないようにしましょう。



相談事例紹介

国税庁から何度も怪しいメールが来る

今月の相談

国税庁から何度もメールが来る。リンクを開くと「納税通知」「差押最終通知」などと表示され、納税額と延滞金を今日中に支払うよう書かれていた。税務署に確認すると流行の偽メールと言われたので、情報提供する。

国税庁を装つた不審なメールやSMS(ショートメッセージ)が不特定多数に送られ、同庁に3千件を超える問い合わせが寄せられているそうです。国税庁では、差し押さえの執行を予告するメールなどを送ることはないと言っています。

今回の相談では、メール内のURLをクリックし、偽サイトの画面が出たものの、その先に進まなかったことが幸いしました。また、記載の連絡先ではなく、近くの税務署に確認したことが功を奏し、犯人側との直接対話を避けることができました。

この手のメールは架空請求詐欺の手口です。実際には存在しない未納料金や滞納料金があるように見せかけ、「支払わないと裁判になる」と恐怖心をあおります。記載のURLをクリックした場合は偽サイトに飛び、IDやパスワードを盗まれ不正利用されたり、コンビニで電子マネーを購入して番号を伝えるように言われ額面を搾取されたりすることもあります。幾度となくお金を要求される架空請求詐欺は、高額被害になりやすい傾向があり、注意が必要です。

「これ、詐欺かな?」と違和感や疑問に感じた際は、気軽に消費生活センターへ問い合わせ、相談してください。

☎ 幕別町消費生活センター (☎055-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

事例1 大手通販サイトからクレジットカード番号を登録し直すようにとの**メール**が来たので、記載されていた**URL**をクリックし名前やカード番号などを**入力**した。その後、約1万7千円分の**カード利用**がされていたことが判明した。(80歳代 男性)

事例2 大手カード会社

から「不正利用の事例が多いので確認するように」と**メール**が届き、**URL**をクリックしカード番号などを**入力**した。その後、カード会社から「通信販売で**不正な利用**が確認された」と連絡があった。5万円ほどの買い物をされていた。(70歳代 男性)



©Kurosaki Gen

実在する組織をかたる フィッシングメールに注意!

ひとこと助言



- 通販サイト、クレジットカード会社、フリマサービス運営事業者、携帯電話会社などの実在する組織をかたり、パスワードやアカウントID、暗証番号、クレジットカード番号などの情報を詐取するフィッシングの手口が多く発生しています。
- メールに記載されたURLには安易にアクセスせず、事業者の正規のホームページでフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。日ごろから公式アプリやブックマークした事業者のサイトにアクセスすることを習慣にしましょう。
- メールURLにアクセスし、個人情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。もし、アクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力してはいけません。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。